

新潟県条例第52号

新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（免許の基準）</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定による<u>第1種大麻草採取栽培者</u>の免許（以下単に「免許」という。）は、栽培地ごとにその営んでいる業務又は営もうとする業務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であって、大麻草を栽培することが特に必要であると知事が認める者に対して行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（盗難等の防止措置）</p> <p>第3条 <u>第1種大麻草採取栽培者</u>は、その所有する大麻草について、盗難又は紛失を防止するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（措置命令）</p> <p>第4条 知事は、<u>第1種大麻草採取栽培者</u>が前条の規定に違反していると認めるときは、期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p style="text-align: center;">（改善命令等）</p> <p>第5条 知事は、<u>第1種大麻草採取栽培者</u>に係る栽培地の構造設備が、第2条第2項第1号の規則で定める基準に適合しなくなると認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該栽培地の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。</p> <p style="text-align: center;">（免許の取消し）</p> <p>第6条 知事は、<u>第1種大麻草採取栽培者</u>がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2項第2号ア若しくはウからオまでのいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。</p> <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 免許を申請する者 21,700円</p> <p>(2) 法第6条第3項の規定により<u>第1種大麻草採取栽培者名簿</u>の登録事項の変更を届け出る者 3,600円</p> <p>(3) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（免許の基準）</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定による<u>大麻草採取栽培者</u>の免許（以下単に「免許」という。）は、栽培地ごとにその営んでいる業務又は営もうとする業務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であって、大麻草を栽培することが特に必要であると知事が認める者に対して行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（盗難等の防止措置）</p> <p>第3条 <u>大麻草採取栽培者</u>は、その所有する大麻草について、盗難又は紛失を防止するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（措置命令）</p> <p>第4条 知事は、<u>大麻草採取栽培者</u>が前条の規定に違反していると認めるときは、期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p style="text-align: center;">（改善命令等）</p> <p>第5条 知事は、<u>大麻草採取栽培者</u>に係る栽培地の構造設備が、第2条第2項第1号の規則で定める基準に適合しなくなると認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該栽培地の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。</p> <p style="text-align: center;">（免許の取消し）</p> <p>第6条 知事は、<u>大麻草採取栽培者</u>がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2項第2号ア若しくはウからオまでのいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。</p> <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 免許を申請する者 7,100円</p> <p>(2) 法第6条第3項の規定により<u>大麻草採取栽培者名簿</u>の登録事項の変更を届け出る者 3,600円</p> <p>(3) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において免許を受けている大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第4項に規定する大麻草採取栽培者については、この条例による改正後の新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。